仕　様　書

邑久小学校・邑久中学校
スクールバス運行業務
（虫明・長島愛生園線）

瀬戸内市教育委員会

邑久小学校・邑久中学校スクールバス運行業務（虫明・長島愛生園線）仕様書

1　業務内容

瀬戸内市立邑久小学校（以下「小学校」という。）および邑久中学校（以下「中学校」という。）に通学する児童・生徒が「瀬戸内市営バス 虫明・長島愛生園線」を利用する際、市営バスの運行ダイヤが登校・下校時間と合わない場合の補完として臨時便のスクールバスを運行するもの。

2　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、瀬戸内市及び受託者の合意により契約開始日である令和１０年４月１日より最長２年間、継続して委託契約を締結できるものとする。

3　履行場所

瀬戸内市立邑久小学校区内

瀬戸内市立邑久中学校区内

4　運行内容

運行については、小学校分と中学校分との２便とする。

小学校分：瀬戸内市民病院、佐井田、石仏、大土井、尻海、庄田東の区間とする

中学校分：邑久中学校～尻海～瀬溝の区間とする。また、両便共に片道の運行とする。

路線･停留所の大まかな位置は瀬戸内市公共交通マップ（令和８年４月１日改正版）を参照すること。両便共に運行時間は深夜早朝運行料金が適用されない時間帯とし、学校作成の運行計画表により決定する。

5　運行回数

小学校分：年間６０回程度

中学校分：年間１１６回程度

※なお、両便共に臨時休校等により予定運行回数が大幅に変更になる場合がある。

6　乗車人数

小学校分：２６人程度

中学校分：１５人程度

7 使用車両

小学校分：正座席は２６席以上を有し、児童が一人一座席で、かつ、シートベルトを使用のうえ着席することができる車両を使用すること。

中学校分：正座席は１５席以上を有し、生徒が一人一座席でかつ、シートベルトを使用のうえ着席することができる車両を使用すること。

なお、小学校分・中学校分共に乗車人数の変更により車種の変更が必要になった場合は、運行につて協議の上決定する。

8 委託業務内容及び受託者の責務

（１）運転業務に関すること

①児童・生徒の状況に応じた乗降介助

②乗降時における周囲の安全確認

③その他車内での安全管理、シートベルトの着用の指導

④バスの忘れ物についての対応

⑤バスを離れる前に車内に児童・生徒が残っていないことの確認

（２）運行管理及び整備管理者に関すること

①安全運転管理者及び整備管理者をおくこと（法律で定められた資格を有する者とする）

②安全運転管理者は安全運転の確認や対面指示等を行うこと

③整備管理者は自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理等を行うこと

④業務遂行に関し必要な法令に基づく許可、認可、免許等を有し、審査基準に準じた設備や体制が整っていること

⑤運転手の健康状態を把握し、健康診断の受診結果等を踏まえて適切な運行管理を行うこと

⑥運転手の緊急時の交代要員について、確保できる体制が整っていること

（３）車両管理及び整備に関すること

①車両管理業務(管理車両の整備、修繕、車検、法定点検、日常点検)

②燃料等の給油及び交換

③消耗品、備品等の購入及びその管理

④車両の管理、保管

⑤車内、外の清掃

⑥修繕等により当該車両が使用できない場合の代替車両の手配

⑦冬季のスタッドレスタイヤ及び路面凍結時や積雪時のすべり止めの装着

⑧車両に道路運送車両の保安基準に定めるスクールバス標識の表示を行うこと（マグネットも可）

⑨車両の保管場所は 、受託者により確保するものとする

⑩その他車両、運行管理等の適正な維持管理に必要な事項（児童・生徒が安全かつ快適にスクールバスを利用できるよう、常に良好な状態に保つこと）

9　緊急時（事故発生等）の対応

（１）災害時等の運行については、小学校及び中学校、教育委員会と協議の上対応すること。

（２）緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。

（３）万が一事故等が発生した場合は、すみやかに小学校及び中学校、教育委員会へ報告し受託者が責任をもって対処すること。

（４）受託者の所有する車両が都合により運行できない場合には、代替車両により運行すること。

１０　損害賠償責務

受託者は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転手に係る保険についても受託者において加入するものとする。

１１　発注方法及び違約料(両便共通)

小学校及び中学校は運行月の３０日前までに、１か月の運行計画表を委託者へ提出する。計画に変更が生じた場合は、学校と協議の上、可能な限り変更を認めるものとする。また、都合により運行をキャンセルした場合の違約料は次のとおりとする。ただし、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しない。

・配車日の１４日前から８日前・・・・・・・・・・・・所定の料金２０％に相当する額
・配車日の７日前から配車日時の２４時間前まで・・・所定の料金３０％に相当する額
・配車日時の２４時間前以降・・・・・・・・・・・・・所定の料金５０％に相当する額

１２　契約方法及び契約金額(両便共通)

契約については、小学校分と中学校分で別契約とする。

契約方法は一般貸切旅客自動車運送事業による単価契約とする。金額は、「５　運行区間及び運行時間」で示す区間の片道を１回運行した金額（消費税及び地方消費税を除く）とする。積算方法は設計書（様式 12）を参照すること。なお、平成２６年４月１日より国土交通省が実施している貸し切りバスの運賃・料金制度を遵守すること。

１３　権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

１４　その他特記事項

（１）受託者（運転手を含む）は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱については適切に管理すること。

（２）児童・生徒に対して、平等かつ公平な取り扱いするとともに、児童・生徒が楽しく通学できる車内の雰囲気づくりに努めること。

（３）児童・生徒に不測の事態(体調不良等)が発生した場合はすみやかに小学校及び中学校に報告すること。
（４）不正な行為、契約違反等を行った場合、契約を解除することができる。
（５）支払いは月末締めの翌月払いとする。

１５ 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。